

資料16-1 非常時通信手段一覽

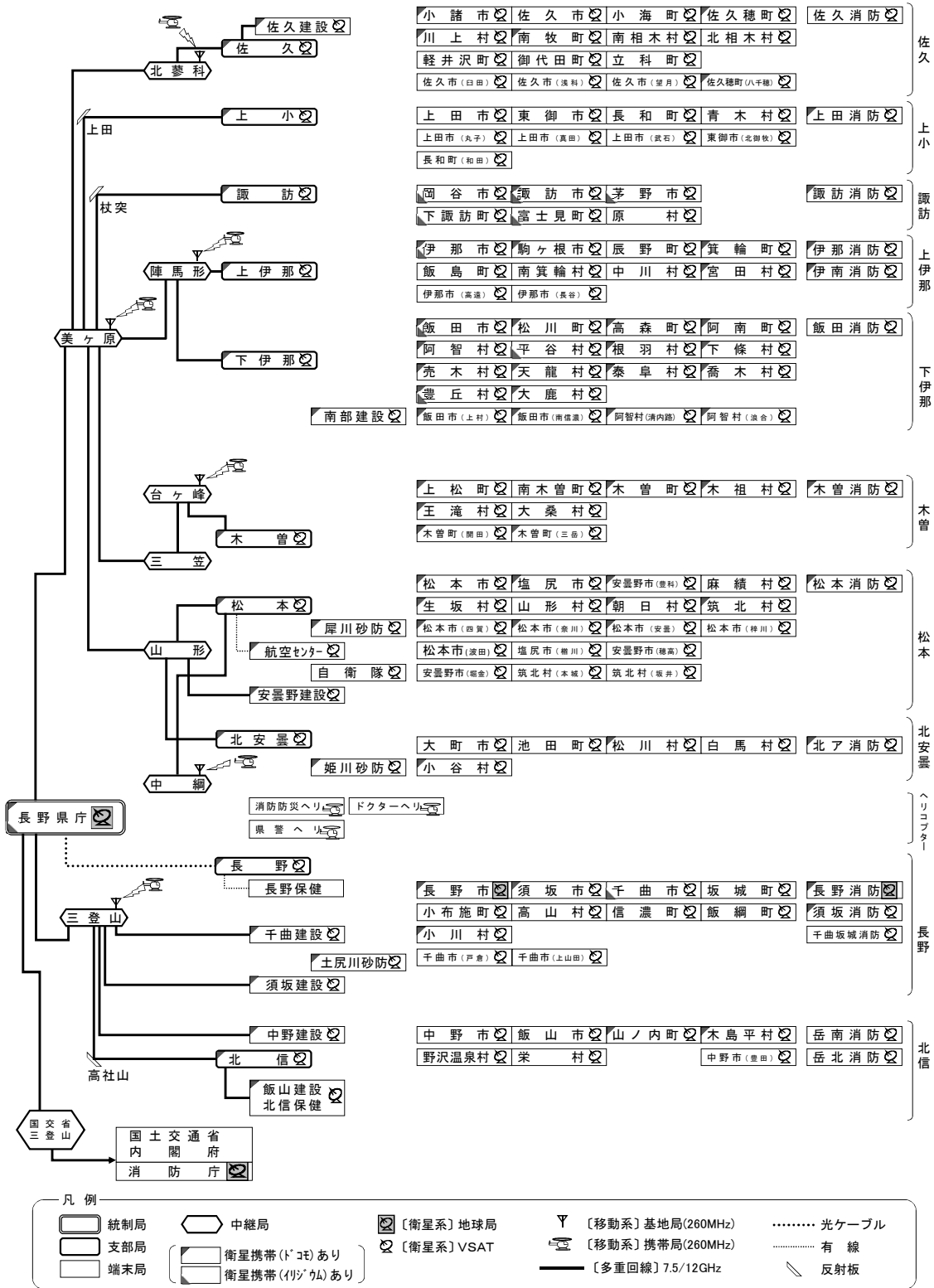
(固定電話・携帯電話以外による)

県機関		長野県防災行政無線、防災相互波無線 及び衛星携帯電話による		
市町村 及び消防本部		県防災行政無線		その他
		地上系	衛星系	
国				
	内閣府			県庁～国交省多重無線網
	総務省消防庁		○	
指定地方行政機関				
	関東管区警察局			県警～警察庁多重無線網
	関東財務局（長野財務事務所）			
	関東信越厚生局			
	関東農政局（長野農政事務所）			
	中部森林管理局			
	関東経済産業局			
	中部経済産業局			
	関東東北産業保安監督部			
	中部近畿産業保安監督部			
	北陸信越運輸局			
	東京航空局 （東京空港事務所松本空港出張所）			
	東京管区気象台（長野地方気象台）	専用線		専用線（～県庁）
	信越総合通信局		○	
	長野労働局			
	関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局（各県内事務所含む）		○	県庁～国交省多重無線網
	陸上自衛隊第13普通科連隊		○	
指定公共機関				
	郵政事業(株)信越支社			
	郵政局(株)信越支社			
JR会社	東日本旅客鉄道(株)長野支社			
	東海旅客鉄道(株)飯田支社		○	
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社			
	日本貨物鉄道(株)関東支社長野支店			
電気通信 事業者	東日本電信電話(株)長野支店			
	(株)エヌ・ティ・ティ・コム			
	KDDI(株)			
	日本銀行（松本支店）			
	日本赤十字社（長野県支部）		○	
	国立病院機構（関東信越ブロック）			
	日本放送協会（長野放送局）	専用線		
	日本通運(株)（長野支店）			
電力会社	中部電力(株)長野支店		○	
	東京電力(株)		○	
	関西電力(株)		○	
	東北電力(株)			
	独立行政法人水資源機構 （愛知用水総合事業部牧尾支所）			
	東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)			

	県防災行政無線		防災相互波 無線	その他
	地上系	衛星系		
指定地方公共機関				
土地改良区				
ガス会社	松本ガス(株)	専用線		
	上田ガス(株)	専用線		
	諏訪瓦斯(株)	専用線		
	大町ガス(株)	専用線		
	信州ガス(株)	専用線		
	帝石パイプライン(株)			
	長野都市ガス(株)	専用線	○	
鉄道会社	長野電鉄(株)			
	松本電気鉄道(株)			
	上田電鉄(株)	専用線		
	しなの鉄道(株)			
路線バス会社等				
貨物自動車運送事業者 (社)長野県トラック協会)				
放送会社	信越放送(株)	専用線	○	
	(株)長野放送	専用線		
	(株)テレビ信州	専用線		
	長野朝日放送(株)	専用線		
	長野エフエム放送(株)	専用線		
	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ			
	エルシーブイ(株)	専用線		
	(株)テレビ松本ケーブルビジョン			
	飯田ケーブルビジョン(株)	専用線		
	伊那ケーブルビジョン(株)	専用線		
長野県情報ネットワーク協会				
医師会、歯科医師会				
薬剤師会				
(社)長野県エルピーガス協会				
(社)長野県建設業協会				
(社福)長野県社会福祉協議会				
災害拠点病院				
県厚生連佐久総合病院		○	衛星携帯電話	
国立病院機構信州上田医療センター			衛星携帯電話	
諏訪赤十字病院		○	衛星携帯電話	
伊那中央病院			衛星携帯電話	
飯田市立病院			衛星携帯電話	
県立木曽病院	専用線		衛星携帯電話	
信州大学医学部付属病院			衛星携帯電話	
市立大町総合病院			衛星携帯電話	
長野赤十字病院		○	衛星携帯電話	
県厚生連北信総合病院			衛星携帯電話	

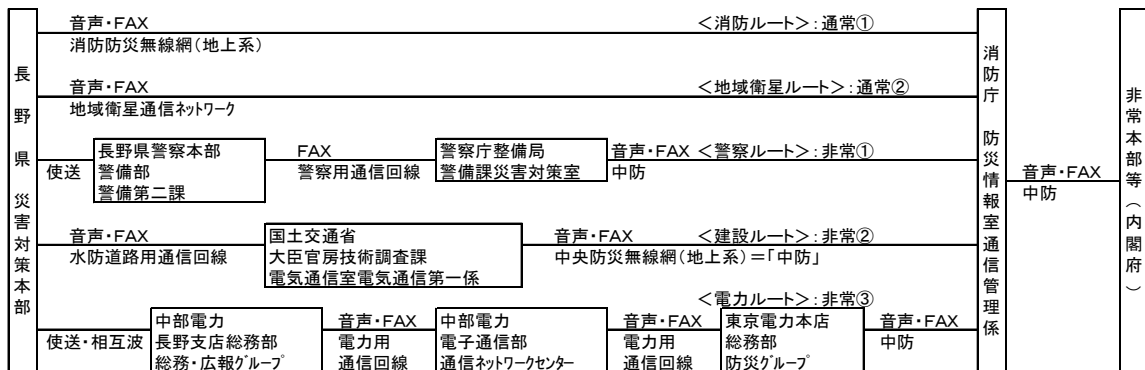
資料16-2 長野県防災行政無線回線構成

平成26年4月



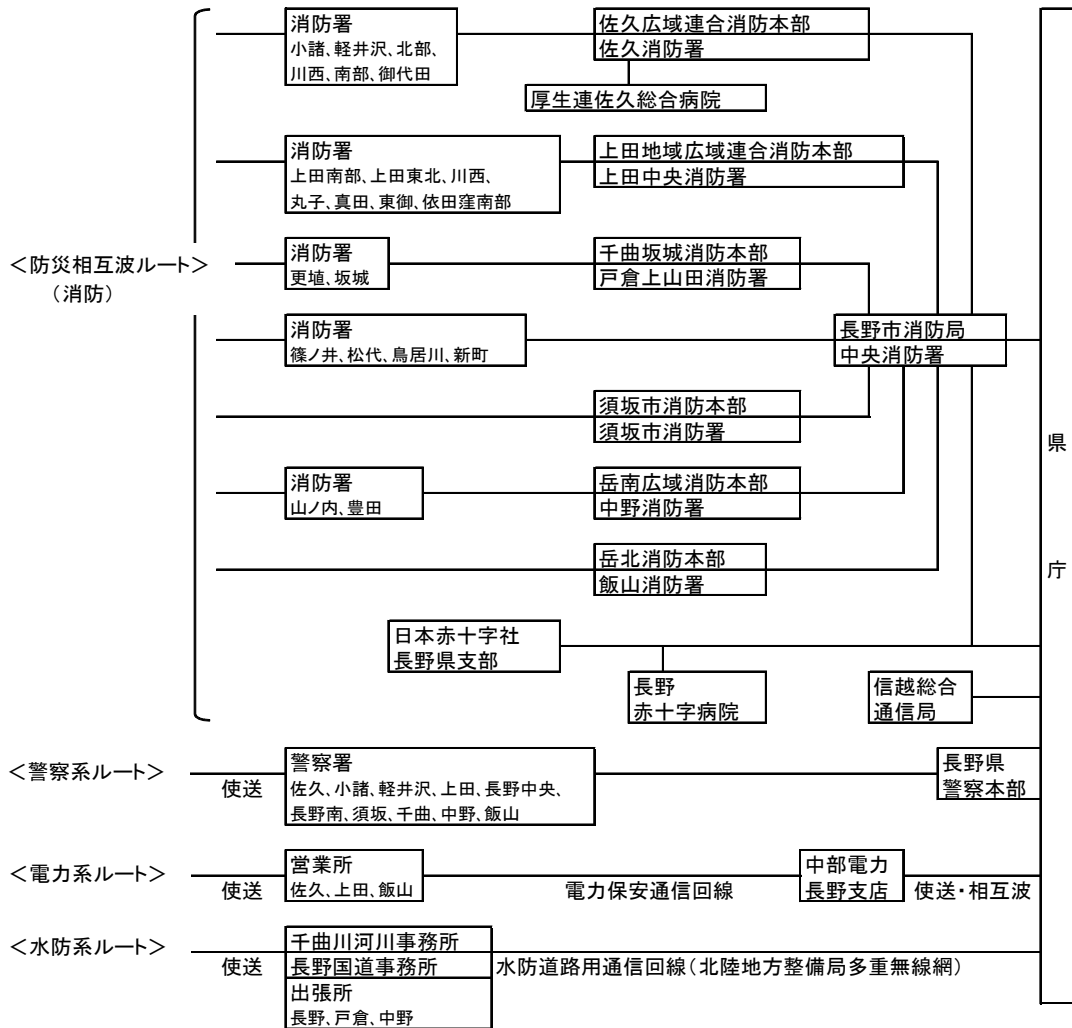
資料16-3 非常通信ルート

【長野県庁～国】



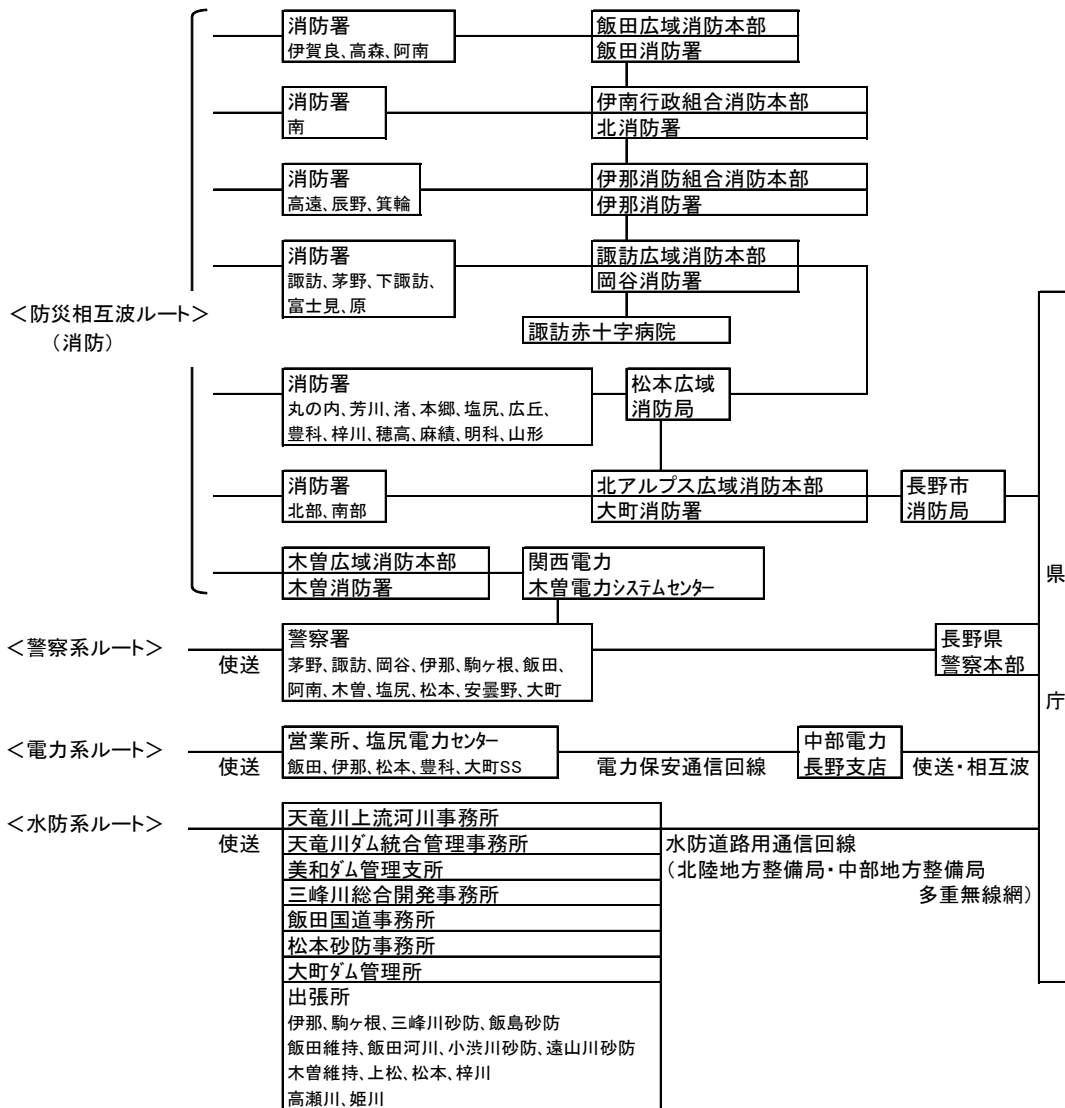
出典: 非常通信事務必携(非常通信協議会)

【東北信市町村等～県庁】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

【 中南信市町村等～県庁 】(長野県防災行政無線使用不能時)



出典：信越地方非常通信協議会 総会資料

資料16-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

H26.7.15 現在

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		16		17				1
警察庁		16						
総務省		1				1		
国土交通省		162		33				
長野市	7	213				160		
松本市		2				8		
上田市		1				1		
飯田市		15			1	70		
須坂市	3	59			1	15		
小諸市	1	4			1	32		
伊那市		12			1	66		
駒ヶ根市					1	57		
中野市		1			2	43		
大町市	6	139						
飯山市		7			1	42		
茅野市		12				13		
塩尻市						18		
佐久市					4	63		
千曲市					2	70		
東御市								
安曇野市	1	21						
小海町	1	17						
佐久穂町					1	19		
川上村					1	18		
南牧村	1					5		
南相木村		1						
北相木村		5						
軽井沢町					1	28		
御代田町		22			1	7		
立科町		4						
長和町					1	26		
青木村					1	10		
下諏訪町	1	19			1	40		
富士見町					1	49		
原村					1	29		
辰野町					1	20		
南箕輪村								
中川村	1	17						
宮田村					1	38		
松川町	1	1			1	40		
高森町					1	51		
阿南町						11		
阿智村					2	13		
平谷村						3		
根羽村		35						
売木村						9		
天龍村						7		
喬木村								
豊丘村		20			1	7		
大鹿村	1	2						
上松町		5						
南木曾町	1	93						
木曾町		6				16		
王滝村	1	2						
大桑村		2						
生坂村		10						
山形村					1	23		
朝日村					1	30		
筑北村		13						
池田町						2		
白馬村	1	33						
小谷村					1	50		
坂城町					1	35		
小布施町					1	8		
高山村					1	24		
木島平村					1	45		
飯綱町								
栄村		20						
佐久広域連合	7	77						
上田地域広域連合	3	102						
諏訪広域連合	4	146				139		
伊那消防組合	6	83						
伊南行政組合	1	46						
南信州広域連合	2	155						
木曾広域連合		18						
松本広域連合	2	21				176		
北アルプス広域連合	1	34						
千曲坂城消防組合	3	51						
岳南広域消防組合	3	40						
岳北広域行政組合	2	26						
日本赤十字社		77		33				
中部電力株式会社	1	7						
東京電力株式会社		19		4				
関西電力株式会社	1	25						
長野都市ガス株式会社		4						
東海旅客鉄道株式会社		2		2				
信越放送株式会社	1							
合計	64	1941	0	89	37	1637	0	1

出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

資料16-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

H26.6.30 現在

免許人名	局数 (158.35MHz)			局数 (466.775MHz)				
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
1 長野県		16		17				1
2 警察庁		16						
3 総務省		1				1		
4 国土交通省		162		33				
5 長野市	7	213				160		
6 松本市		2				8		
7 上田市		1				1		
8 飯田市		15			1	70		
9 須坂市	3	59			1	15		
10 小諸市	1	4			1	32		
11 伊那市		12			1	66		
12 駒ヶ根市					1	57		
13 中野市		1			2	43		
14 大町市	6	139						
15 飯山市		7			1	42		
16 茅野市		12				13		
17 塩尻市						18		
18 佐久市					4	63		
19 千曲市					2	70		
20 東御市								
21 安曇野市	1	21						
22 小海町	1	17						
23 佐久穂町					1	19		
24 川上村					1	18		
25 南牧村	1					5		
26 南相木村		1						
27 北相木村		5						
28 軽井沢町					1	28		
29 御代田町		22			1	7		
30 立科町		4						
31 長和町					1	26		
32 青木村					1	10		
33 下諏訪町	1	19			1	40		
34 富士見町					1	49		
35 原村					1	29		
36 辰野町					1	20		
37 南箕輪村								
38 中川村	1	17						
39 宮田村					1	38		
40 松川町	1	1			1	40		
41 高森町					1	51		
42 阿南町						11		
43 阿智村					2	13		
44 平谷村						3		
45 根羽村		35						
46 売木村						9		
47 天龍村						7		
48 喬木村								
49 豊丘村		20			1	7		
50 大鹿村	1	2						
51 上松町		5						
52 南木曾町	1	93						
53 木曾町		6				16		
54 王滝村	1	2						
55 大桑村		2						
56 生坂村		10						
57 山形村					1	23		
58 朝日村					1	30		
59 筑北村		13						
60 池田町						2		
61 白馬村	1	33						
62 小谷村					1	50		
63 坂城町					1	35		
64 小布施町					1	8		
65 高山村					1	24		
66 木島平村					1	45		
67 飯綱町								
68 栄村		20						
69 佐久広域連合	7	77						
70 上田地域広域連合	3	102						
71 諏訪広域連合	4	146				139		
72 伊那消防組合	6	83						
73 伊那行政組合	1	46						
74 南信州広域連合	2	155						
75 木曾広域連合		18						
76 松本広域連合	2	21				176		
77 北アルプス広域連合	1	34						
78 千曲坂域消防組合	3	51						
79 岳南広域消防組合	3	40						
80 岳北広域行政組合	2	26						
81 日本赤十字社		77		33				
82 中部電力株式会社	1	7						
83 東京電力株式会社		19		4				
84 関西電力株式会社	1	25						
85 長野都市ガス株式会社		4						
86 東海旅客鉄道株式会社		2		2				
87 信越放送株式会社	1							
合計	64	1941	0	89	37	1637	0	1

出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

資料16-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

H24.1.1 現在

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県		6		3				1
警察庁		16						
総務省		1				1		
国土交通省		162		33				
長野市	7	213			2	23		
松本市		2				8		
上田市		1				1		
飯田市		15			1	70		
須坂市	3	59			1	15		
小諸市	1	4			1	32		
伊那市		12			1	66		
駒ヶ根市					1	67		
中野市		1			2	43		
大町市	6	139						
飯山市		7			1	41		
茅野市		12				13		
塩尻市						18		
佐久市					4	63		
千曲市					2	70		
東御市					1	45		
安曇野市	1	21						
小海町	1	17						
佐久穂町					1	19		
川上村					1	18		
南牧村	1					5		
南相木村		1						
北相木村		5						
軽井沢町					1	28		
御代田町		22			1	7		
立科町		4						
長和町					1	26		
青木村					1	10		
下諏訪町	1	19			1	39		
富士見町					1	49		
原村					1	30		
辰野町					1	59		
南箕輪村								
中川村	1	17						
宮田村					1	38		
松川町	1	1			1	40		
高森町					1	51		
阿南町						11		
阿智村					2	13		
平谷村						3		
根羽村		35						
売木村						9		
天龍村						7		
喬木村						5		
豊丘村		20			1	7		
大鹿村	1	2						
上松町		5						
南木曾町	1	93						
木曾町		6				14		
王滝村	1	2						
大桑村		2						
生坂村		10						
山形村					1	23		
朝日村					1	30		
筑北村		13						
池田町						2		
白馬村	1	33						
小谷村					1	50		
坂城町					1	35		
小布施町					1	8		
高山村					1	24		
木島平村					1	45		
飯綱町					1	35		
栄村		27						
佐久広域連合	7	77						
上田地域広域連合	3	102						
諏訪広域連合	4	101						
伊那消防組合	6	83						
伊南行政組合	1	46						
南信州広域連合	2	43						
木曾広域連合		3						
松本広域連合	8	71						
北アルプス広域連合	1	34						
千曲坂城消防組合	3	51						
岳南広域消防組合	3	40						
岳北広域行政組合	2	26						
日本赤十字社		73		33				
中部電力株式会社	1	7						
東京電力株式会社		19		3				
関西電力株式会社	1	3						
長野都市ガス株式会社		4						
東海旅客鉄道株式会社		2		2				
信越放送株式会社	1							
合計	70	1790	0	74	41	1316	0	1

出典: 信越地方非常通信協議会 総会資料

資料 16-5 アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟長野県支部（以下「JARL長野県支部」という。）と長野県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL長野県支部長

長野県知事

（目的）

第1条 この協定は、長野県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL長野県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL長野県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL長野県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集上必要があると認める時は、JARL長野県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 JARL長野県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

（連絡系統）

第7条 JARL長野県支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

（便宜の供与）

第8条 JARL長野県支部がこの協定による業務を行う場合は、県は施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

（情報収集連絡の訓練）

第9条 JARL長野県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL長野県支部と県は協議のうえ決定する。

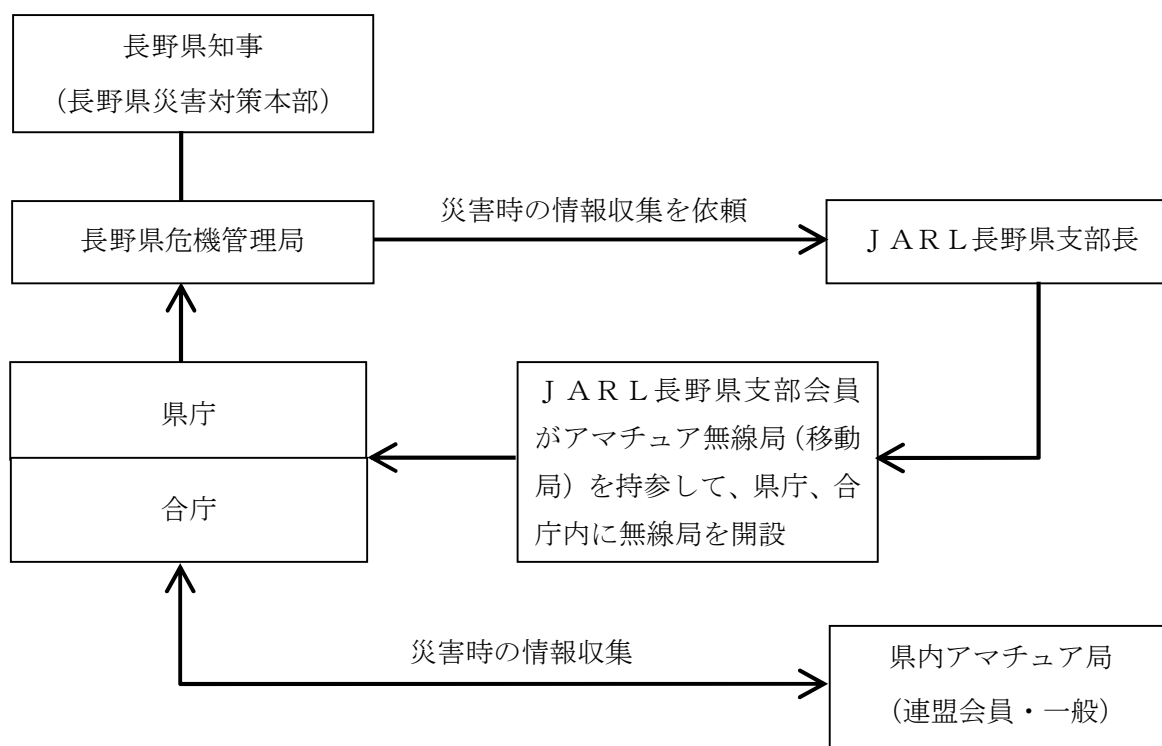
附 則

- 1 この協定は平成 7 年 12 月 22 日から実施する。
- 2 この協定は平成 18 年 4 月 10 日から実施する。

J A R L 長野県支部と県とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その 1 通を保有する。

(別表) (第 7 条関係)

アマチュア無線による災害時応援協定連絡系統図



※ 改正注記

平成 7 年 12 月 22 日

J A R L 長野県支部 支部長 宮崎茂林一路 と長野県知事 吉村午良 が協定。

平成 18 年 4 月 10 日

J A R L 長野県支部 支部長 小西正夫 と長野県知事 田中康夫 が一部変更を協定。

資料 16-6 長野県大規模災害ラジオ放送協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会（以下、「協議会」という）という。

第2条 本協議会の事務局は、信越放送株式会社本社（長野市問御所町1200）ラジオ局編成制作部に置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、大規模災害の際、ラジオで県民及び被災者の求める「災害情報」及び「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころとなり、生活再建に役立つことを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模災害の際の放送。
- (2) 大規模災害の際の放送に備える訓練、県民の防災意識の向上活動。

(会員の任務)

第5条 本協議会の会員は、目的を達成するため、次の事項に務める。

- (1) 大規模災害の際、情報を積極的に提供すること。
- (2) 放送局は、提供された情報は自主的に判断し、遅滞なく、的確に放送すること。
- (3) 放送局は日常的に訓練すること。

第2章 会員・組織

第6条 本協議会は、ラジオ局で構成する「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下機構という）」と情報を提供する会員で構成する。

(役 員)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名（会長が指名する）

- (3) 幹 事 8人以上15人以下
- (4) 監 査 若干名（会長が指名する）

（役員の仕事）

- 第8条 会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
 - 3 幹事は、幹事会を組織する。
 - 4 監査は、本協議会の事業及び会計を監査する。

（役員を選任）

- 第9条 会長は、総会の議決により選任する。
- 2 幹事は、会員団体の中から総会の議決により選任する。

（役員任期）

- 第10条 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。
- 2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会費）

- 第11条 本協議会運営のため、会費を徴収することができる。

第3章 会 議

（会 議）

- 第12条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。
- 2 総会は、1年に1回の通常総会と臨時総会の2種とする。

（総 会）

- 第13条 総会は会長が招集する。
- 2 会員の5分の1以上の請求が出たときは、会長は30日以内に総会を招集しなくてはならない。

（総会の権能）

- 第14条 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

（幹事会の権能）

- 第15条 幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第4章 事業年度

(事業年度)

第16条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において出席全員の4分の3以上の同意を得たときに変更できる。

第6章 補 則

(施行細則)

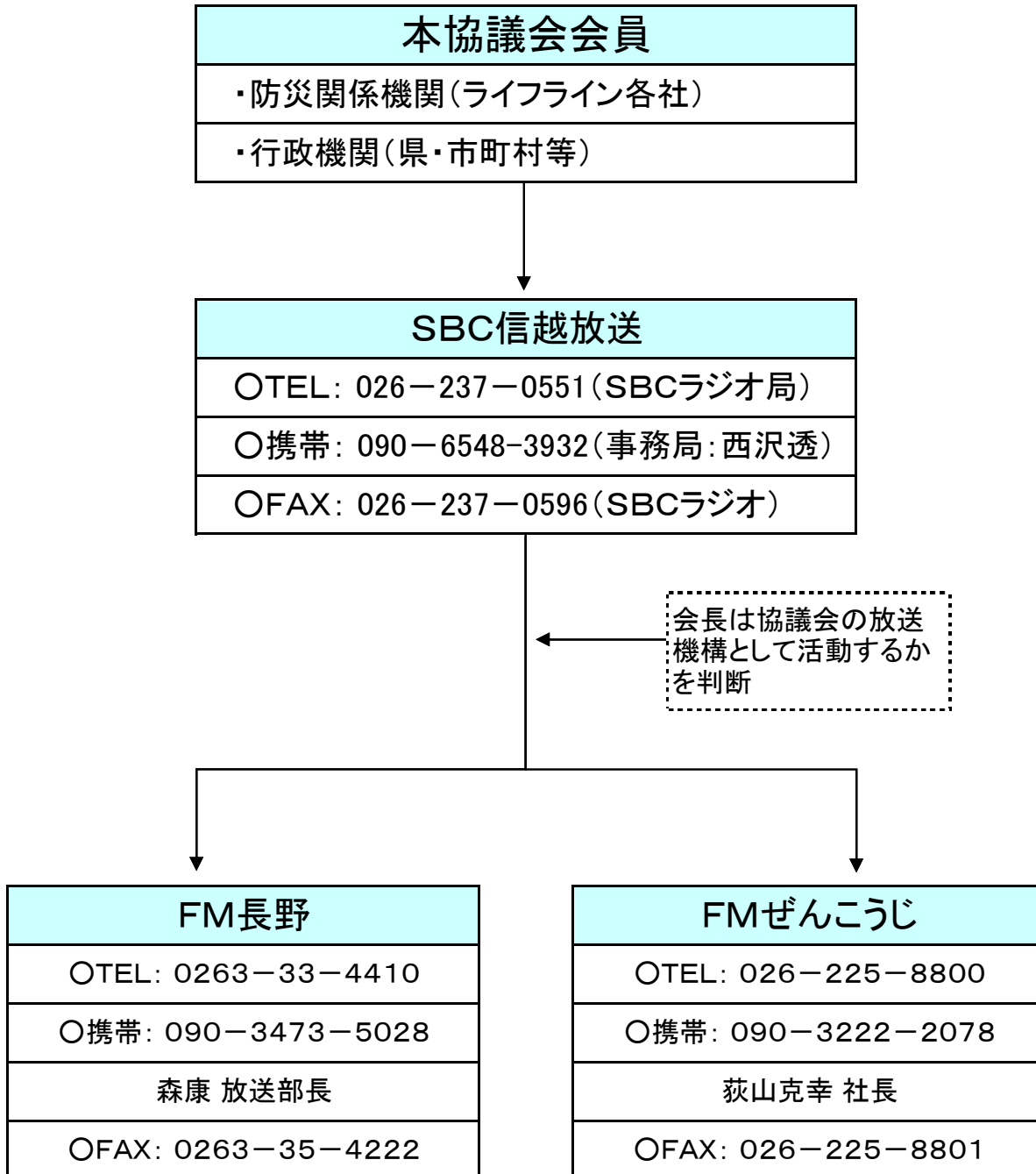
第18条 本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により、会長が定める。

(施行期日)

第19条 この会則は、平成9年4月25日から施行する。

資料16-7 長野県大規模災害ラジオ放送協議会 災害時の情報伝達ルート

2012(H24)/05/10現在



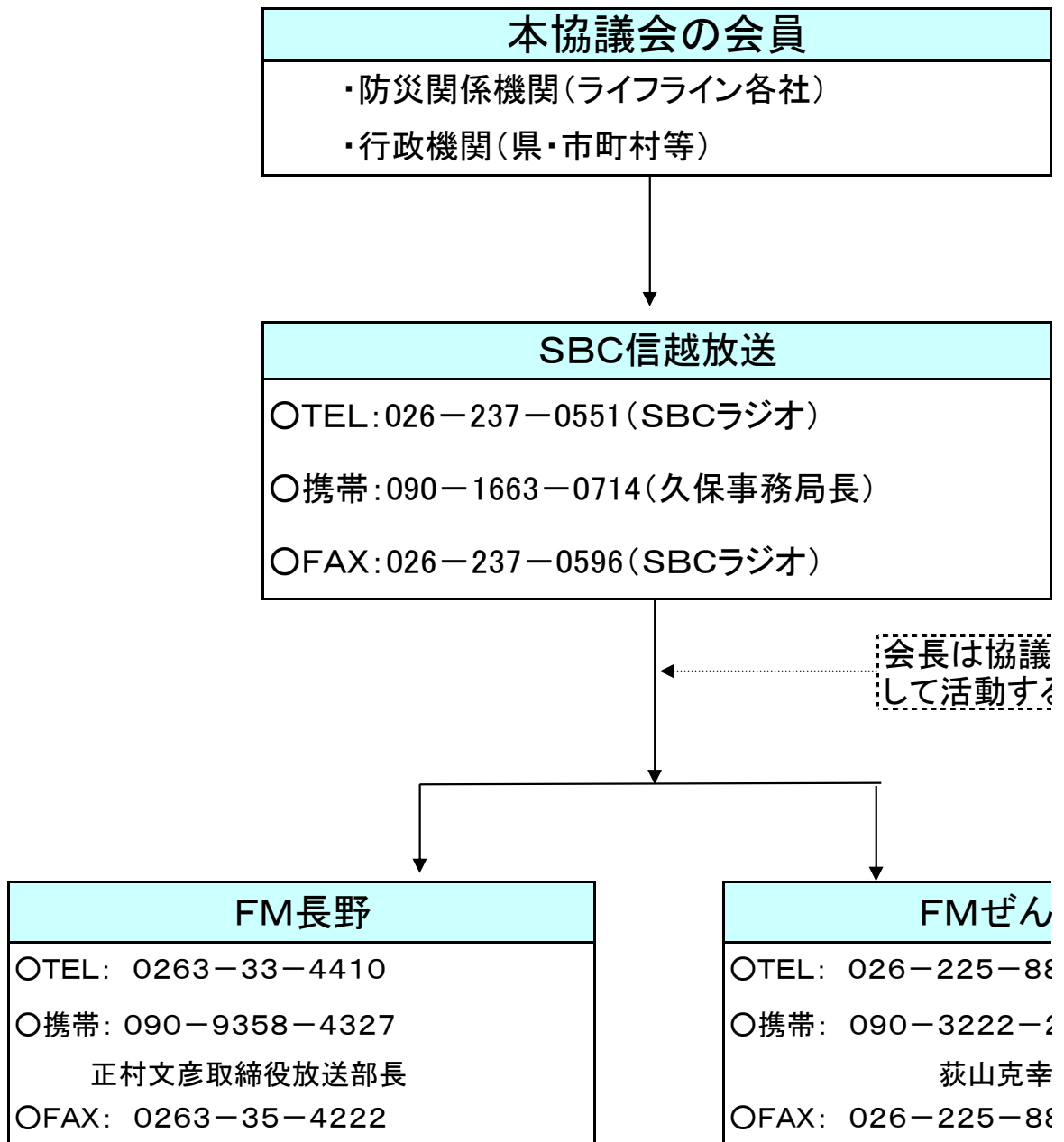
※情報は電話またはFAXでお願いします。

※放送3社は1時間に2回以上、提供された災害情報を流すよう努めます。

※情報提供会員及び情報提供会員と関係のある会員は、「防災情報」

及び詳細情報をSBCに入れるよう努めてください。

災害時は図のように情報を伝達しま



※情報は電話またはFAXをお願いします。
※放送3社は1時間に2回以上、提供された災害情報を流すよう努めます。
※情報提供会員及び情報提供会員と関係のある会員は、「防災情報」及び詳細情報をSBCに入れるよう努めてください。

す

会の放送機構と
るかを判断

こうじ

300

2078

社長

301